

◎新潟県人事委員会告示第2号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を定める告示（平成17年7月新潟県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、平成25年4月5日から適用する。

平成25年4月5日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施しないもの（ <u>警察官（再採用）、助産師及び看護師に係る選考考査を除く。</u> ））	種目別得点及び総合ランク	合格発表日から1か月間	人事委員会事務局総務課	職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施しないもの（ <u>警察官（再採用）を除く。</u> ））	種目別得点及び総合ランク	合格発表日から1か月間	人事委員会事務局総務課
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施するもの）	第1次考査の不合格者に係る第1次考査の種目別得点、総合得点及び順位	第1次考査の合格発表日から1か月間		職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施するもの（ <u>助産師及び看護師に係る選考考査を除く。</u> ））	第1次考査の不合格者に係る第1次考査の種目別得点、総合得点及び順位	第1次考査の合格発表日から1か月間	
	第2次考査の受験者に係る第1次考査の種目別得点、総合得点及び順位並びに第2次考査の種目別得点及び総合ランク	最終合格発表日から1か月間			第2次考査の受験者に係る第1次考査の種目別得点、総合得点及び順位並びに第2次考査の種目別得点及び総合ランク	最終合格発表日から1か月間	